

認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる対象相続非上場株式等の価額の計算書（一般措置）

整理番号	
------	--

住所		氏名	
----	--	----	--

1 認定相続承継会社の株式等の価額等

租税特別措置法第70条の7の3第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された対象受贈非上場株式等の1単位当たりの価額（注1）	①	
対象相続非上場株式等の数又は金額	②	
対象相続非上場株式等の本来の価額（①×②）	③	
相続開始の時ににおける認定相続承継会社の純資産額	④	

2 認定相続承継会社が外国会社等の株式等を直接所有する場合

認定相続承継会社が有する外国会社等（注2）の株式等の価額（租税特別措置法施行規則第23条の12第3項第2号イに規定する株式の価額）	⑤	円
---	---	---

3 認定相続承継会社が外国会社等の株式等を特別支配関係法人を通じて間接所有する場合

認定相続承継会社が有する認定相続承継会社の特別支配関係法人（注3）の株式等の価額	⑥	円
⑥の特別支配関係法人が直接又は他の特別支配関係法人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額（租税特別措置法施行規則第23条の12第3項第2号ロ(1)に規定する株式等の価額） ※ ⑧欄に掲げる金額を限度とします。	⑦	a + b 円
直接所有	⑥の特別支配関係法人が直接所有する外国会社等の株式等の価額	a 円
間接所有	⑥の特別支配関係法人が他の特別支配関係法人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額 ※ ロ、ハは、同一の評価区分により評価します。	b 円
	特別支配関係法人が有する他の特別支配関係法人の株式等の数又は金額	イ 株・ロ・円
	他の特別支配関係法人の株式等の1単位当たりの価額	ロ 円
他の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した場合の他の特別支配関係法人の株式等の1単位当たりの価額 ※ 評価区分は変更しません。	ハ	円
特別支配関係法人の純資産額（租税特別措置法施行規則第23条の12第3項第2号ロ(2)に規定する価額）	⑧	円
$⑥ \times \frac{⑦}{⑧}$ （租税特別措置法施行規則第23条の12第3項第2号ロの規定により計算した価額）	⑨	円
$③ \times \frac{④ - (⑤ + ⑨)}{④}$ （注4）	⑩	円

4 対象受贈非上場株式等の価額との調整

租税特別措置法第70条の7の3第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同項前段の対象受贈非上場株式等の価額	⑪	円
納税猶予税額算出の基となる対象相続非上場株式等の価額（⑩欄の金額と⑪欄の金額のいずれか低い方の価額）	⑫	円

平成23年6月30日以降の相続等開始分用

(裏)

認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる対象相続非上場株式等の価額の計算書（一般措置）

この計算書は、租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 2 項第 4 号に規定する納税猶予分の相続税額の計算において、相続開始の時に、対象相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は認定相続承継会社の特別関係会社であって認定相続承継会社との間に支配関係がある法人が一定の外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる株式等の価額を求めるために使用します。

(注 1) 贈与時の認定相続承継会社の株式等の一単位当たりの価額をいいます。

なお、贈与時に認定相続承継会社が、外国会社等の株式等を保有していたため、外国会社等の株式等を有していなかったものとして納税猶予税額の計算が行われていた場合であっても、認定相続承継会社の株式等の一単位当たりの価額は、外国会社等の株式等を含めて算定された価額になります。

(注 2) 「外国会社等」とは、会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社（認定相続承継会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 4 第 4 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 8 項に規定する特別の関係がある会社をいいます。）に該当するものに限り、）又は租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 4 第 8 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 12 項に定める医療法人をいいます。

(注 3) 「特別支配関係法人」とは、認定相続承継会社の特別関係会社であって、この認定相続承継会社との間に租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 9 項に規定する支配関係がある法人をいい、⑤欄の株式等に係る外国会社等を除きます。

(注 4) ①平成 23 年 6 月 29 日までに相続が開始した場合及び②平成 22 年 4 月 1 日以前に租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項の適用を受けた場合においてその適用に係る贈与者に相続が開始したときに、租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 2 項第 4 号に規定する納税猶予分の相続税額の計算を行うときは、⑩欄の価額が、認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる対象相続非上場株式等の価額となります。